

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立豊地小学校

1 基本方針の策定について

近年、“いじめ”が原因とみられる痛ましい事象が数多く起こっており、児童・生徒の命に関わるいじめを根絶する取組は、まさに国をあげて取り組まなければならない喫緊の課題である。本校は、「こころ豊かに たくましく 自律する子の育成」を学校教育目標に掲げ、人権教育を基盤として、「考える子」「はげましあう子」「つよい子」の育成を目指している。そして、全教職員が、いじめは“いつでも、どの児童でも起こり得る”という認識をもって、日頃から未然防止や早期発見、早期対応に努めている。そこで、本校におけるいじめを防止するための基本方針を策定し、指導体制を構築した上で、以下のような取組を進めていく。

いじめの「定義」

生徒児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめへの対応について

※いじめの未然防止、早期発見、早期対応については、基本的に「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会及び三木市教育委員会）に沿って計画的に取り組む。

(1) いじめの未然防止

まず、校内の協働・支援体制づくりを行う。県、三木市の「いじめ対応マニュアル」等を活用し、教職員全員がいじめの問題の重要性を改めて認識する。問題が発生した場合には、速やかに情報を共有し、組織的に対応するという校内の指導体制・支援体制を確立する。また、職員会議はもちろん、常日頃から子どもの情報交換などを密に行い、共通理解を図る。

次に、いじめは人権侵害であり、絶対に許さないという毅然とした態度で臨む一方、人権を尊重し、一人一人を大切にしたい学校づくり、温かい学級づくりを全職員が協力して進める。そして、児童一人一人に役割をもたせ、居場所や自己有用感が感じられるような指導を心掛け、自尊感情が高まるように取り組む。また、児童の一人一人が、自信や楽しみをもって学校に来ることができるよう、児童が「分かった。」「できた。」という達成感や充実感をもてるような授業づくり、学習意欲を沸き立たせるような授業の工夫を全教職員が行うようにする。さらに、児童自らが、実際に他者と関わり合う中で、他者への思いやりや周囲を気遣う思いが湧き出てくる場や機会を意図的に提供していくことも大切にする。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見、早期対応にあたっては、ふだんから全ての児童の観察を怠らず、ささいな変化でも気になる様子については複数の教職員で確認する。そのために、児童の表情、服装や振る舞い、交友関係などに気をつけ、日記や作文を通して児童・生徒の内面理解に努める。また、日ごろの会話の中から、困り事や心配事がないかなど少しの変化も見落とさないように心がける。その一方で、定期的な『学校生活アンケート』の実施を行うとともに、定例の会議や委員会で児童の情報交換を行い、共通理解を図る。また、懇談や家庭訪問などの機会を通じて保護者との情報交換を行うとともに、信頼関係の構築を図る。さらに、地域、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会や子どもいじめ防止センター等との連携を図りながら、常に情報収集に努める。

(3) いじめ事案への対応と組織について

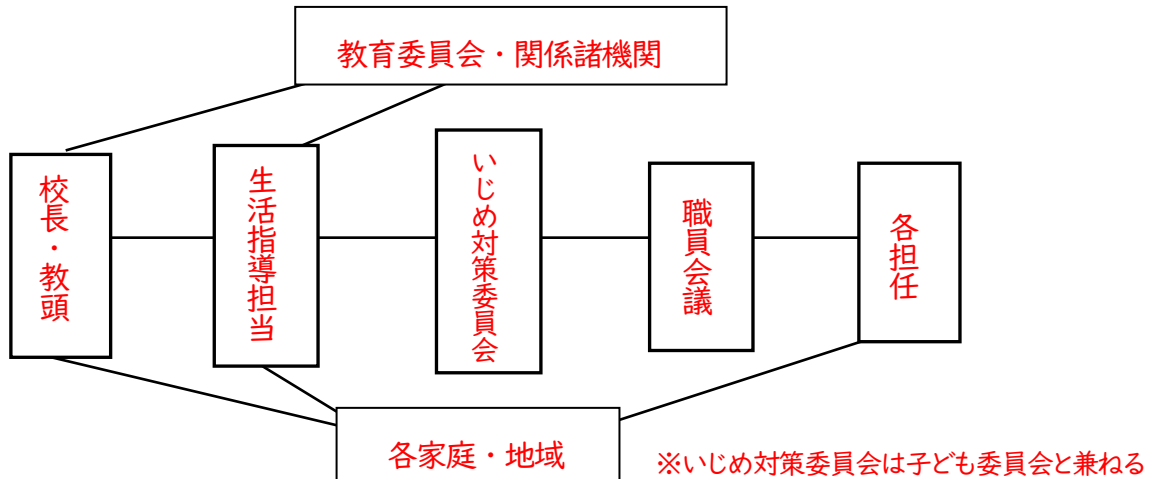
万が一、いじめを発見した場合には、校長が『いじめ対応チーム』を召集し、対応にあたる。いじめ対応チームは、いじめられた子を守り抜くという強い信念の下、プライバシーにも十分配慮しながら、当事者はもちろん、その保護者、友だち等から情報を収集し、事実関係を的確に把握するとともに、報告、連絡、相談をしっかりとさせ

た上で、教育委員会をはじめ関係機関へ速やかに連絡報告を行い、連携・協力を図りながら、迅速かつ適切に対応する。

インターネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが分かり難く、いじめがエスカレートしやすい上に、広範囲に広がる危険性がある。児童にインターネットに関する正しい知識を提供するとともに、「とよちっ子インターネットルール7か条」「わたしの情報機器活用ルール」をもとにした指導を保護者と連携して行う等、様々な機会を通じて、ネットいじめに関する情報収集に努める。さらに、誹謗中傷を書き込むことはいじめにもつながり、悪質なものは警察に検挙されることなどを児童に認識させ、デジタルシティズンシップ教育の指導を折にふれて行うようにする。インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、警察等の関係機関と連携し直ちに削除する等、適切な措置をとる。

特に、SNSやオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、児童生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたる。

組織図



<いじめ解消の状況とは、またどのように解消を確認するか>

(いじめの防止等のための基本的な方針/文科省)

- ① いじめに係る行為が止んでいること (※少なくとも3か月を目安)
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「子ども委員会」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 重大事態への対処

重大事態の「定義」

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態(本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態(本資料では不登校重大事態と呼ぶ。)と定義されている(いじめ法第28条第1項)。

重大事態の場合は、次のような対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童や保護者の心のケアを、スクールカウンセラー等関係機関と連携を取りながら対応していく。

4 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 子ども委員会 ◇基本方針の確認	*とよちっ子遊び(通年) 人権教育の年間教育 道徳教育の年間教育	児童の情報交換
5	職員会議 子ども委員会 ◇県いじめ対応マニュアルの伝達	人権ポスター、人権作文、 人権標語への取組 とよちっ子班苗植え	児童の情報交換
6	職員会議 子ども委員会		児童の情報交換 学校生活アンケート
7	職員会議 子ども委員会		児童の情報交換 個人懇談
8	職員会議 職員研修(いじめ・不登校) 子ども委員会		児童の情報交換
9	職員会議 子ども委員会	インターネット、スマート フォン講習	児童の情報交換
10	職員会議 子ども委員会	人権集会、人権講演会 親子人権学習	児童の情報交換 学級懇談会
11	職員会議 子ども委員会	とよちっ子班料理	児童の情報交換 学校生活アンケート
12	職員会議 子ども委員会		児童の情報交換 個人懇談
1	職員会議 子ども委員会		児童の情報交換
2	職員会議 子ども委員会	ありがとう集会	児童の情報交換 学校生活アンケート 学級懇談会
3	職員会議 子ども委員会 ◇本年度のまとめ ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し		児童の情報交換 学校生活アンケートの 検証